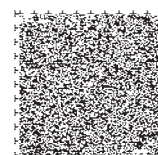
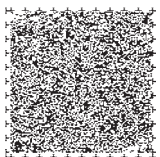


白井市障害者計画 2026-2032

令和8年3月

白 井 市





はじめに

市では、この度、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、生きがいや将来への希望をもって暮らしていける街を目指して、「白井市障害者計画2026-2032」を策定しました。



近年、少子高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などは、社会問題のひとつとなっており、障がいのある人を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。

当市においても、皆様のご意見から、介護を行う家族の高齢化、障がいのある人とない人の交流の場や障がい特性に配慮した情報提供の不足など、様々な課題が明らかになりました。

また、国は、法の改正により、障がいのある人の希望する生活を実現するため、相談支援体制の充実や障がいのある人の多様な就労ニーズの支援をするとともに、意思決定支援のガイドラインを定めるなど、福祉の充実に加え、障がいのある人が地域生活においてその能力を発揮できる環境の整備を進めてきました。

この計画には、これらの社会の変化や国の動向を踏まえ、市の課題を整理し、その解決のために推進していくべき施策が盛り込まれています。

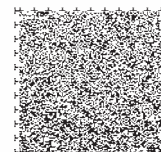
計画の目標像である「障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり」は、障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できる地域づくりを目指して、前計画の目標を引継ぎつつも、さらに一歩進んだものとなっています。

市は、皆様と一緒に作り上げた本計画の推進に全力で取り組んでまいります。目標を達成するためには、市だけでなく、障がいのある人を含む市民の皆様、事業所の皆様をはじめ、各関係機関や地域団体等が互いに連携・協働し、地域全体で支えあう「地域共生社会」の実現が不可欠です。これからもぜひ皆様のお力添えをお願いいたします。

結びに、この計画を策定するにあたって、2か年に渡り、熱心に議論をしてくださった白井市障害者計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、市民アンケートや団体ヒアリング、パブリック・コメントに貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関・各種団体の皆様に、心より感謝申し上げます。

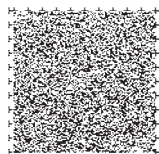
令和8年3月

白井市長 笠井 喜久雄



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の策定、趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画策定の体制	6
第2章 障がいのある人の現状	7
1 障がいのある人等の状況	7
(1)手帳所持者の状況	7
(2)難病等患者数の状況	8
(3)障害支援区分認定の状況	9
(4)千葉県との比較(令和6年3月末時点)	9
2 前計画の評価	11
3 アンケート調査・ヒアリング調査の要点	13
(1)アンケート調査の概要	13
(2)ヒアリング調査の概要	13
(3)アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ	15
4 障がい種別、年齢別で特に留意すべき課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 計画の目標像	24
2 計画の基本方針	25
《基本方針1》地域での自立生活への支援の推進	25
《基本方針2》社会参加の支援・促進	26
《基本方針3》快適で人にやさしいまちづくりの推進	27
3 計画の体系	28
4 重点施策	30
(1)白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実	30
(2)交流や理解、意見交換のための活動の支援	30
(3)障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり	30
5 成果指標	31
第4章 具体的な取り組みの内容(基本計画)	33
1 地域での自立生活への支援の推進	33
(1)相談体制の充実	33
(2)情報提供手段の充実	36
(3)権利擁護体制の充実	39
(4)交流や理解、意見交換が行える地域づくり	41
(5)福祉サービスの充実と福祉人材の確保	43



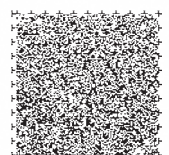
(6)保健・医療サービスの充実	45
2 社会参加の支援・促進	48
(1)障がい児の保育・教育の充実	48
(2)就労の支援・促進	50
(3)各種活動の支援・促進	52
(4)文化・芸術・スポーツの振興	53
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	55
(1)福祉活動の促進	55
(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	56
(3)防犯・防災等対策の推進	58
5章 計画の推進と進行管理	60
1 推進・進行管理	60
(1)PDCAサイクルに基づく進行管理	60
(2)計画の推進体制	60
資料編	64
1 用語の説明	64
2 白井市附属機関条例	68
3 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿	70
4 白井市障害者計画等策定検討委員会設置要綱	71
5 策定経過	72

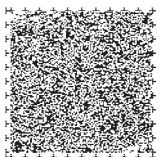
≪「障害」の「害」の字の表記について≫

本市では、「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合を除いて「障がいのある人」と表現しています。





第1章 計画策定にあたって

1 計画の策定、趣旨

本市では、平成9年3月に「白井町障害者計画」を初めて策定しました。平成14年には同計画の中間見直しを行い、平成19年3月には障害者自立支援法の施行により市町村障害福祉計画の策定が義務化されたため、従来の障害者基本法に基づく障害者計画と一体となった白井市障害福祉プラン(白井市障害者計画・第1期障害福祉計画)を新たに策定しました。

その後、平成24年には、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律*1が施行され、平成25年には、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*2に改正施行、平成26年には、障害者権利条約の批准や、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律*3が施行されるなど、障がい者福祉施策が大きな転換期に来たことを踏まえ、平成28年3月に「白井市障害者計画2016-2025」を策定しました。

さらに、同計画については、令和2年度に障害福祉に関連する社会情勢の変化や、障がいのある人の人数増加等に対応するため、中間見直し版を策定しました。

このたび、前計画が令和7年度をもって終了することから、近年の障害のある人を取り巻く状況の変化と障害福祉施策等の動向を踏まえ、令和8年を初年度とする「白井市障害者計画2026-2032」を策定します。

- *1 以下「障害者虐待防止法」と記載します。
- *2 以下「障害者総合支援法」と記載します
- *3 以下「障害者差別解消法」と記載します。

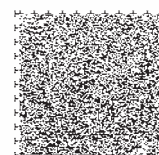


表 白井市障害者計画の策定経過

年月	計画名	概要	備考
平成9年 3月	白井町障害者計画－ 理解と参加による社会 づくりをめざして－	基本理念は「誰もが社会に参加 し、一人ひとりが自らの生き方を主 体的に選択し決定できる社会の実 現」	白井市(町)で初めての障害 者計画
平成14年	白井市障害者計画(中 間見直し)	「白井町障害者計画」の中間見直 し(平成13年4月1日に市制施 行)	
平成19年 3月	白井市障害福祉プラン (白井市障害者計画・ 第1期障害福祉計画)	障害者自立支援法で新たに策定 が義務づけられた市町村障害福 祉計画(第1期)を含む計画	支援費制度(平成15年～)、 障害者自立支援法に基づく3 障がい(身体、知的、精神)が 一元のサービス体系に移行 (平成18年～)
平成27年 3月	白井市障害者計画 2016-2025	白井市障害福祉プランのうち、障 害者基本法に基づく障害者計画に 係る部分の改定	平成24年 障害者虐待防止法 平成25年 障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律 平成25年6月 障害者差別解消法 平成26年1月 障害者権利条約の批准
令和3年 3月	白井市障害者計画 2016-2025(見直し 版の策定)	白井市障害者計画 2016-2025 の中間見直しとして策定	

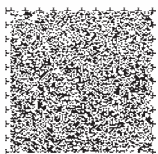
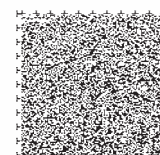
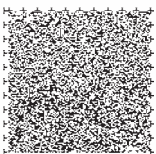


表 近年の障がい者施策の動向

年	動向	主な内容
平成 24 年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の施行	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置や、養護者に対する支援のための措置等を定めている。
平成 25 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の施行	障害者自立支援法に代わり制定された。障がいの対象に難病が加わった他、各自治体が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な形態で効率的・効果的に行う事業として、「地域生活支援事業」が位置づけられた。
平成 26 年	障害者権利条約の批准	各種障がいに関する法律の整備が進んだため、平成 25 年 12 月に障害者権利条約の締結が国会で承認され、平成 26 年 1 月に障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、条約の締結国となった。
平成 28 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てられることなく、共生する社会の実現を目的とし、行政機関や事業者に対し、障がい者への「不当な差別的取り扱い」を禁止するとともに、障がい者の要望に基づき、「合理的配慮の提供」を行うことが定められた。
平成 30 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行	障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等を図るものとして施行された。
令和3年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(社会福祉法の改正)の施行	「包括的な相談体制の整備」が位置づけられ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築支援や、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進などが定められた。
令和5年	こども家庭庁の発足	「こどもまんなか社会*」の実現に向けた政府の司令塔として、こどもにまつわる行政の担当を一本化し、幼児期までの健やかな成長のための環境づくりや、子育て家庭への支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する行政機関として設立された。同年 12 月には、少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つの大綱を束ねた「こども大綱」が策定された。



年	動向	主な内容
令和5年	こども基本法の施行	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めるために施行された。
	地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行	認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会「共生社会」の実現の推進を目的に施行された。同法に基づき、自治体では、認知症施策推進基本計画の策定が定められた。
令和6年	改正住宅要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行	住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を整備するため、居住サポート住宅の認定制度等が定められた。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行	障がい者等の地域生活の支援体制の充実、及び障がい者の就労ニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者のニーズに対応した支援などが位置づけられた。
	孤独・孤立対策推進法の施行	日常生活や社会生活において孤独を感じている人や、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等に関する取り組みについて定められた。
令和7年	高次脳機能障害者支援法の成立	高次脳機能障害への理解の促進と、高次脳機能障害の自立及び社会参加のための生活支援にわたる支援を切れ目なく受け入れられるようにするため、令和7年12月に成立、令和8年4月から施行予定。



2 計画の性格と位置づけ

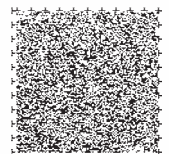
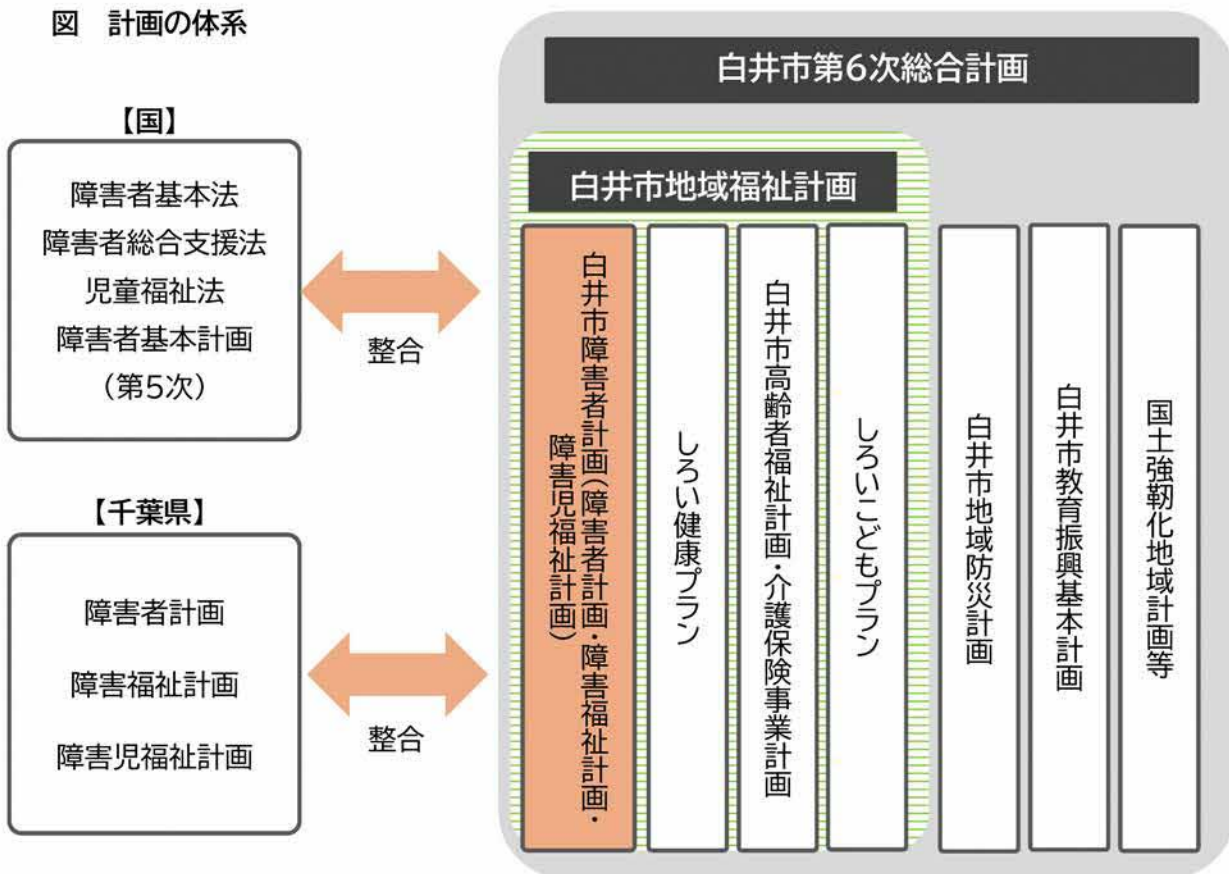
◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画です。

※障害者基本法第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

白井市第6次総合計画(前期基本計画の期間:令和8~12年度)及び白井市地域福祉計画の個別計画として策定します。

また、国の障害者基本計画に位置づけられた6つの横断的視点、11の基本的な方向をはじめとして、千葉県障害者計画や、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画など、本市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

図 計画の体系



【参考】 〈障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画〉

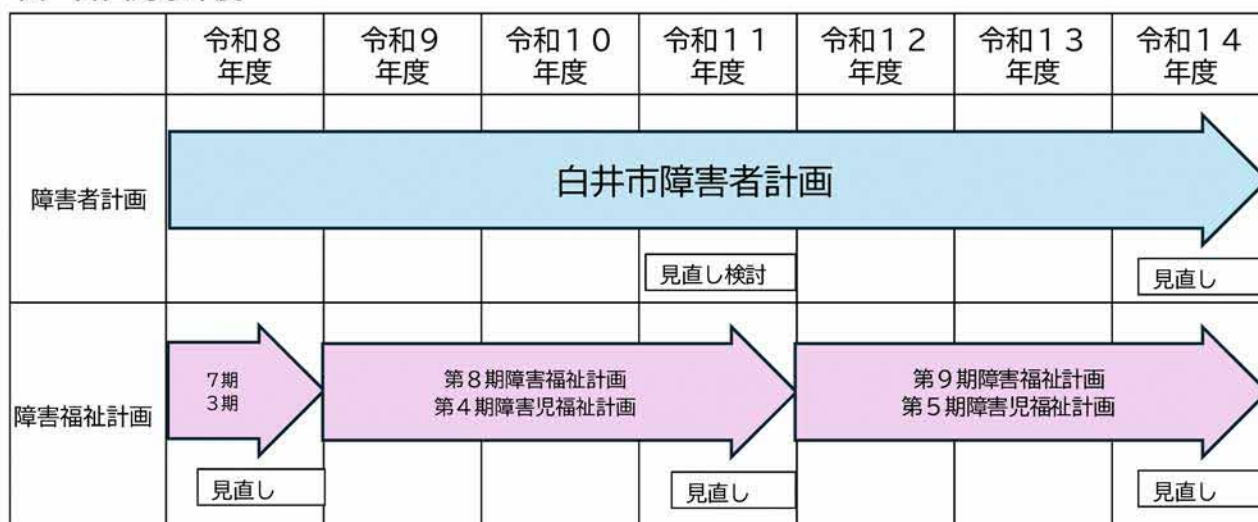
	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条） 児童福祉法（第33条の20）
主な内容	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める。	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意。	3年を1期

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。「白井市障害福祉計画・障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

また、評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。ただし、本計画期間中に、関係法令の抜本的な改正その他の重大な状況変化が生じ、それに応じて緊急の計画変更が必要となった場合には、白井市障害者計画等策定委員会（同委員会が設置されていないときは白井市地域自立支援協議会）の意見を聴いた上で必要最低限の変更を行うものとします。

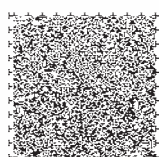
図 計画対象年度



4 計画策定の体制

本計画策定に当たっては、策定委員会や市内の検討組織を設置して検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、障がいのある人をはじめ市民の意見等を幅広く把握するため、アンケート調査や障がい者団体等へのヒアリング等を実施することで、課題の把握に努めました。



第2章 障がいのある人の現状

1 障がいのある人等の状況

(1) 手帳所持者の状況

本市の令和6年における障害者手帳交付状況は、身体障害者手帳が1,705人で、総人口62,364人(住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ2.7%、療育手帳(知的障がい)が495人で総人口のおよそ0.8%、精神障害者保健福祉手帳が609人で総人口のおよそ1.0%となっています。また、自立支援医療制度(精神通院)*の利用者は1,073人で総人口のおよそ1.7%となっています。

なお、知的障がい及び精神障がいのある人の手帳所持者数は増加傾向です。

(身体障害者手帳数については、令和5年度に死亡等の職権一括削除による調整を行っています。)

■障がい者(児)数の推移 ～障害者手帳所持者数～ (単位：人)

	身体障がい者総数	視覚障がい	聴覚等障がい	音声等障がい	肢体不自由	内部障がい	知的障がい者総数	精神障がい者総数(手帳所持者)
令和2年度	1,660	93	134	25	800	608	400	434
令和3年度	1,706	92	141	24	810	639	414	499
令和4年度	1,753	98	149	22	827	657	450	532
令和5年度	1,686	98	141	18	779	650	473	563
令和6年度	1,705	101	147	22	775	660	495	609

資料：白井市障害福祉課

■障がい者(児)数 ～種類・程度別内訳～ 令和6年度 (単位：人)

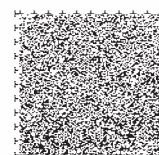
●身体障がい

級別	人数	比率
1級	608	35.7%
2級	248	14.5%
3級	223	13.1%
4級	440	25.8%
5級	83	4.9%
6級	103	6.0%
合計	1,705	100.0%
(うち障がい児)	41	2.4%

年代	人数	比率
18歳未満	41	2.4%
18歳以上40歳未満	108	6.3%
40歳以上65歳未満	384	22.5%
65歳以上	1,172	68.7%
合計	1,705	100.0%

資料：白井市障害福祉課

身体障害者手帳の等級を見ると、1級が全体の35.7%を占めており、最も高くなっています。また、年齢別では65歳以上の比率が68.7%と最も高くなっています。



●知的障がい

	軽度	中度	重度	合計	比率
18歳未満	96	33	42	171	34.5%
18歳以上65歳未満	111	83	119	313	63.2%
65歳以上	2	2	7	11	2.2%
合計	209	118	168	495	100.0%
比率	42.2%	23.8%	33.9%	100.0%	

資料：白井市障害福祉課
(令和6年度末現在)

療育手帳所持者の手帳の程度は、軽度が42.2%と最も高くなっています。また、年齢別では18歳以上65歳未満が63.2%と最も高くなっています。

●精神障がい等

自立支援 医療	精神障害者保健福祉手帳所持者							
	1級	2級	3級	総数	20歳未満	20歳以上 65歳未満	65歳以上	総数
1,073	65	372	172	609	26	515	68	609
-	10.7%	61.1%	28.2%	100.0%	4.3%	84.6%	11.2%	100.0%

資料：白井市障害福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者の程度は、2級が61.1%と最も高くなっています。また、年齢別では20歳以上65歳未満が84.6%となっています。

(2) 難病等患者数の状況

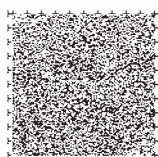
本市で把握している令和6年度における難病等患者数は、特定医療費(指定難病)*の受給者証所持者が448人、また、小児慢性特定疾病医療費の受給者証所持者が42人です。

特定医療費(指定難病)の受給者数は増加傾向であり、小児慢性特定疾病医療費*の受給者数はやや減少傾向となっています。

■「難病等受給者証」所持者数

	所持者数(人)	うち「小児慢性特定疾患医療」(人)
令和2年度	405	62
令和3年度	377	51
令和4年度	410	51
令和5年度	437	49
令和6年度	448	42

資料：印旛保健所事業年報



(3) 障害支援区分認定の状況

障害支援区分の認定者数は、増加しており、令和6年度では218人となっています。区分別では、いずれの年度も、最重度である「区分6」の人が最も多くなっています。

単位:人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和2年度	3	27	42	28	21	51	172
令和3年度	3	37	35	37	23	53	188
令和4年度	2	38	37	34	28	54	193
令和5年度	2	42	38	38	27	58	205
令和6年度	2	55	38	34	27	62	218

資料:白井市障害福祉課

(4) 千葉県との比較(令和6年3月末時点)

① 人口に占める身体障害者手帳の所有率

身体障害者手帳の所有率を見ると、本市は県全体と比較して、18～39歳の手帳所持率が0.94%となっており、千葉県全体の0.60%と比較して、0.34ポイント高くなっています。40歳以上及び全体の割合は県平均より低くなっています。

級数では、1級では40歳未満では県平均より高く、特に18～39歳では0.9ポイント高くなっています。

	合計				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.37%	0.60%	1.80%	7.23%	2.81%
白井市	0.39%	0.94%	1.72%	6.52%	2.69%
		↑	▼	▼	▼

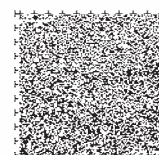
	1級					2級					3級				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.20%	0.24%	0.69%	2.45%	1.00%	0.05%	0.11%	0.33%	0.93%	0.40%	0.05%	0.09%	0.22%	1.14%	0.42%
白井市	0.28%	0.33%	0.67%	2.17%	0.96%	0.02%	0.18%	0.35%	0.78%	0.38%	0.04%	0.12%	0.13%	0.99%	0.35%
	↑	↑		▼			↑		▼				▼	▼	▼

	4級					5級					6級				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.03%	0.09%	0.34%	2.02%	0.70%	0.01%	0.04%	0.11%	0.31%	0.13%	0.03%	0.04%	0.10%	0.38%	0.15%
白井市	0.02%	0.16%	0.33%	1.94%	0.70%	0.01%	0.08%	0.15%	0.24%	0.14%	0.04%	0.07%	0.09%	0.39%	0.16%
		↑		▼					▼						

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」

人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口

資料:千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成



② 身体障害者手帳の障がい別の所有率

障がい別の身体障害者手帳の所有率をみると、本市は県全体と比較して、18～39歳の聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由、39歳以下の内部障がいの割合が県平均より高くなっていますが、40歳以上の肢体不自由と65歳以上の内部障がいでは、県平均より低くなっています。

	視覚障がい					聴覚・平衡機能障がい					音声・言語・そしゃく機能障がい				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.01%	0.04%	0.12%	0.46%	0.18%	0.05%	0.08%	0.11%	0.56%	0.22%	0.00%	0.01%	0.03%	0.10%	0.04%
白井市	0.00%	0.05%	0.10%	0.39%	0.16%	0.04%	0.14%	0.11%	0.54%	0.22%	0.00%	0.01%	0.01%	0.08%	0.03%
				▼			↑								

	肢体不自由					内部障がい				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.23%	0.32%	0.92%	3.20%	1.31%	0.08%	0.16%	0.63%	2.91%	1.06%
白井市	0.23%	0.43%	0.87%	2.89%	1.24%	0.13%	0.31%	0.62%	2.62%	1.04%
		↑	▼	▼	▼	↑	↑		▼	

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」
人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口
資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

③ 療育手帳の所有率

療育手帳の所持率は、本市は県全体と比較して、18歳未満の障がいの程度が軽度または中度の人の所持率が高く、18歳未満の障がいの程度が重度の人と18歳以上の人は所持率が低くなっています。

	18歳未満				18歳以上				合計			
	軽度	中度	重度	計	軽度	中度	重度	計	軽度	中度	重度	計
千葉県	0.74%	0.31%	0.43%	1.48%	0.23%	0.18%	0.27%	0.67%	0.30%	0.20%	0.29%	0.80%
白井市	0.81%	0.37%	0.35%	1.52%	0.20%	0.15%	0.24%	0.59%	0.31%	0.19%	0.26%	0.75%
	↑	↑	▼					▼				▼

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」
人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口
資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

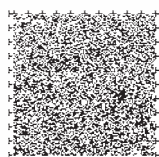
④ 精神障害者保健福祉手帳の所有率

精神障害者保健福祉手帳の所持率は、本市は県全体と比較して低く、特に2級、3級と合計で所持率が低くなっています。

また、自立支援医療費(精神通院医療)受給者数の受給者の比率も、県平均より低くなっています。

	精神障害者保健福祉手帳所持者数				自立支援医療
	1級	2級	3級	合計	
千葉県	0.12%	0.63%	0.34%	1.10%	1.78%
白井市	0.09%	0.55%	0.26%	0.90%	1.63%
		▼	▼	▼	▼

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」
人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口
資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成



2 前計画の評価

前計画の評価は、各事業等における実施項目に対して担当課等が自己評価を行い、施策の方向ごとに平均点を算出しています。

自己評価の配点は、満点が3点で、以下の4段階となっており、各事業単位で評価を行い、その上で「施策の方向」単位で平均点を求め、その結果を A、B、C、D の4段階で評価しました。

表 自己評価の配点表（満点：3点）

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点	△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点
○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点	×実績や成果が全くなかった：0点

表 自己評価平均点の評価基準

A：平均点が2点以上	C：平均点が1.0～1.5点未満
B：平均点が1.5～2点未満	D：平均点が1.0未満

その結果、合計で10項目の施策の方向の中で、A評価が5項目、B評価が5項目となっています。

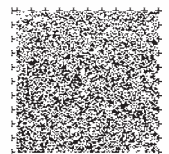
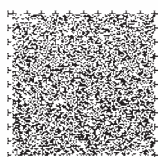


表 前計画の評価結果（総括表）

*評価は、令和3～6年度の実績に基づき評価を実施しています。

基本 目標	施策の方向	施策	評価点					評 価
			R3	R4	R5	R6	平均	
1 地域での自立生活への支援の推進	(1)相談体制・情報提供の充実	①相談体制の充実 ②情報提供の充実	1.82	1.93	1.80	1.80	1.82	B
	(2)権利擁護体制の充実	①権利擁護施策の推進 ②当事者参画の促進 ③選挙における配慮の実施 ④障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進	2.13	2.19	2.19	2.13	2.13	A
	(3)福祉サービスの充実と支援施設の整備	①指定障害福祉サービス等の充実 ②地域生活支援事業の充実	1.94	1.88	1.88	2.17	1.94	B
	(4)保健・医療サービスの充実	①早期発見・療育の体制の充実 ②保健サービスの充実 ③医療につなげる支援の充実	1.86	1.83	1.93	1.83	1.86	B
2 社会参加の支援・促進	(1)障がい児の保育・教育の充実	①早期療育・保育の充実 ②学校教育(特別支援教育)の推進 ③インクルーシブ教育システム*の推進 ④放課後対策の充実	2.41	2.36	2.45	2.45	2.41	A
	(2)就労の支援・促進	①一般就労の促進 ②福祉的就労の促進	2.13	2.11	2.14	2.14	2.13	A
	(3)各種活動の支援・促進	①外出、コミュニケーション支援施策の推進 ②スポーツ・文化芸術活動等の促進 ③当事者団体等の育成・支援	1.64	1.85	1.49	1.77	1.64	B
3 まちづくりの推進 3 快適で人にやさしい	(1)福祉活動の促進	①啓発活動の充実 ②ボランティア活動の促進	2.20	2.20	2.37	2.35	2.20	A
	(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	①外出環境の整備(福祉のまちづくり) ②住宅バリアフリーの促進	2.00	1.86	2.14	2.14	2.00	A
	(3)防災・防犯等対策の推進	①防災・防犯等対策の推進 ②消費生活相談の実施	1.77	1.71	1.71	1.92	1.77	B
平均点			1.99	1.99	2.01	2.07	1.99	B



3 アンケート調査・ヒアリング調査の要点

(1) アンケート調査の概要

本市では、次期計画の策定に向けた基礎資料とするため、生活の様子や考え方を把握し、計画策定や施策の推進に役立てるため、次のとおりアンケートを実施しました。

アンケートでは市民生活の状況や考え方をお聞きし、その結果を計画策定や施策の推進に活用しました。

表 市民アンケート調査の実施概要

区分	①身体障がい	②知的障がい	③精神障がい	④障がい児	⑤一般市民	⑥中学生
サンプル数 (票)	1,097	223	402	278	500	654
有効回収数 (票)	紙 503 Web 65	紙 76 Web 26	紙 125 Web 51	紙 78 Web 62	紙 143 Web 65	538
有効回収率 (%)	51.8%	45.7%	43.8%	50.4%	41.6%	82.3%
調査方法	郵送配布・回収（回収はweb回収を併用）					学校配布 Web回収
アンケート回収期間	令和6年12月23日(月)～令和7年1月17日(金)					令和7年 2月

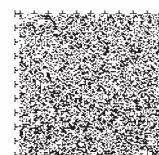
(2) ヒアリング調査の概要

次期障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況や意見等について、アンケート調査では取得しにくい情報を収集するため、市内の障害福祉サービス事業所・障がい者関係団体等へのヒアリング調査を実施しました。

① 実施方法

ヒアリングシートを事前に各団体・事業所等に送付し、記入を依頼しました。対面聞き取り(ヒアリング)については、各団体・事業所等の希望に基づき実施しています。

なお、調査票には、本調査実施直前に本市で実施した「地域福祉計画策定のためのヒアリング調査」により意見をいただき、その内容で良い場合には、本調査票の回答は不要としたことで、団体や事業所の負担軽減を図っています。



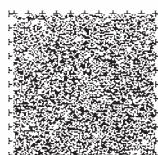
② 対象団体

障がい者関係団体ヒアリング調査

項目	内容
調査対象	市内で活動している障がい者関係団体に、ヒアリングシートを配布しました。 また、その中で対面での聞き取り(ヒアリング)が可能と回答した団体を対象として、聞き取り(ヒアリング)調査を実施しました。
調査期間	令和7年3月19日から7月23日まで
調査方法	【ヒアリングシートの配布】郵送やメールにてヒアリングシートを配布・回収 【聞き取り(ヒアリング)】対面にて実施
配布数	15 団体
回収数	12 団体
回収率	80.0%

障がい者関係事業所ヒアリング調査

項目	内容
調査対象	市内の障がい者関係事業所に、ヒアリングシートを配布しました。 また、その中で対面での聞き取り(ヒアリング)が可能と回答した事業所を対象として、聞き取り(ヒアリング)調査を実施しました。
調査期間	令和7年3月19日から4月11日まで
調査方法	【ヒアリングシートの配布】郵送やメールにてヒアリングシートを配布・回収 【聞き取り(ヒアリング)】対面にて実施
配布数	42 事業所
回収数	22 事業所
回収率	52.4%



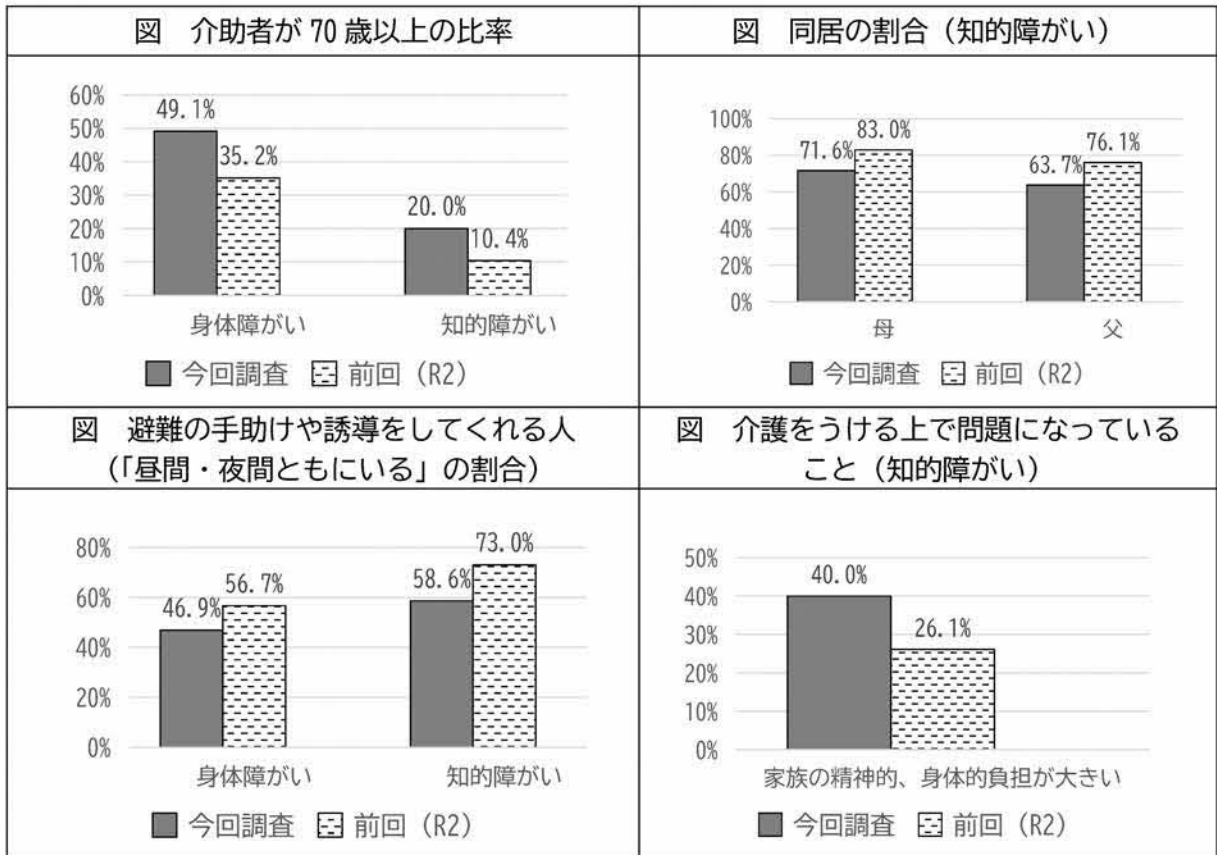
(3) アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ

アンケート及びヒアリング結果から、特に今回の調査の中で顕著となった内容を中心に、5項目にまとめました。

その1 介助する人の高齢化が進むことに対応した施策が必要です。

アンケート結果を見ると、介助する人の高齢化が進んでおり、特に身体、知的障がいのある人を介助する人で顕著な傾向となっています。特に知的障がいのある人は、父母と同居する人の割合が減っていることもあり、例えば災害時に身近に避難や誘導ができる人の割合が低下しています。

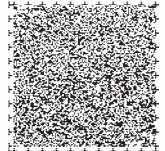
また、介助を行う家族の負担も大きくなっており、負担軽減が必要です。



(必要な施策)

- ・介助を行う家族等の高齢化が進んでも、障がいのある人が安心して住み続けられるような支援が必要です。
- ・ひとり暮らし等、その人の希望に応じた住まい方ができるようにすることが必要です。

基本方針2 (3) 各種活動への支援・促進に
②家族支援 を加えて反映



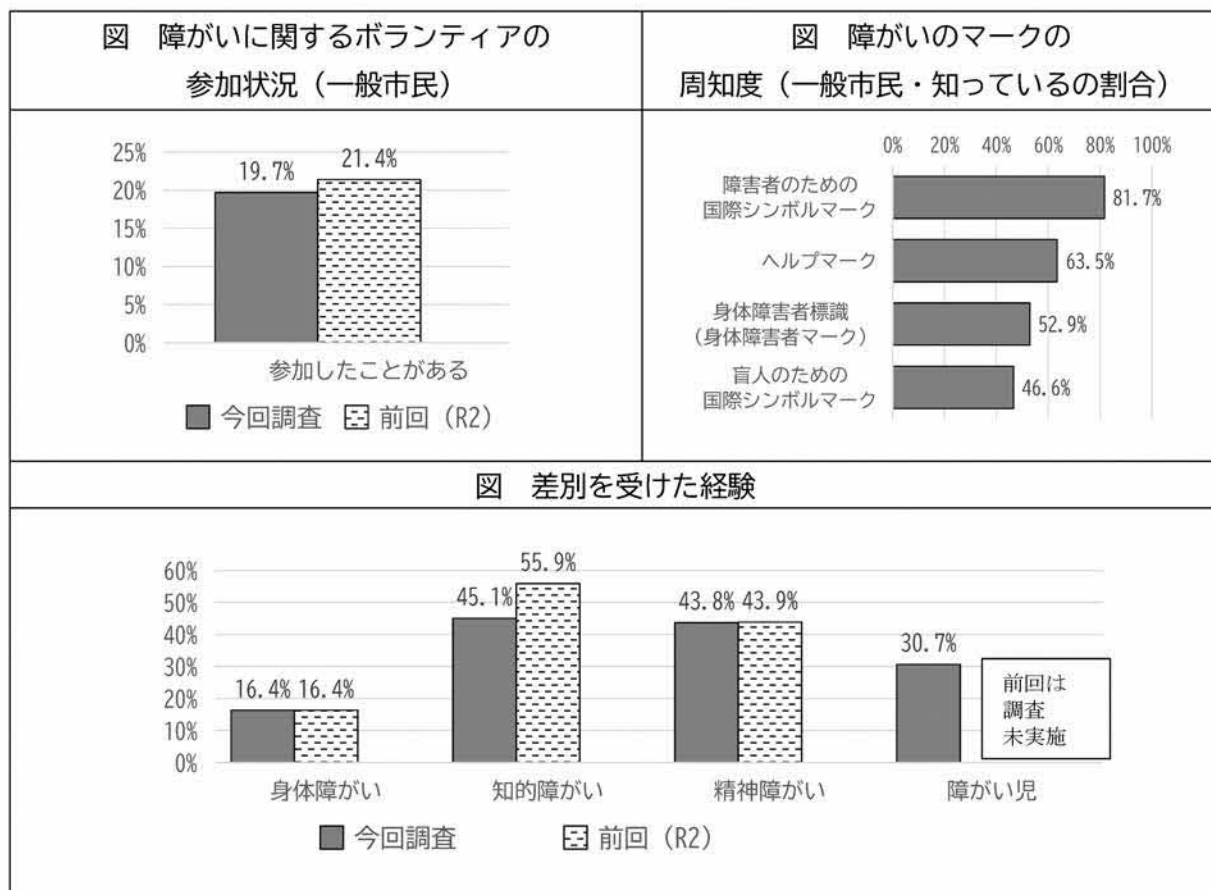
その2 障がいのない人が、障がい者のことをもっと知る環境を作ることが必要です。

アンケート結果を見ると、一般市民や中学生は障がい者との交流等は比較的積極的に行う傾向にあり、20～60歳代までの市民は半数以上、70代以上でも3割近い人が一緒に活動した経験があると回答しています。

一方、障がい者の制度やマークの周知度は、一部を除き低くなっています。

また、障がい者を支援する団体や人に対する理解も進める必要があります。

アンケート結果を見ると、差別を受けたと回答する障がい者は、特に知的障がい、精神障がいが高くなっています。

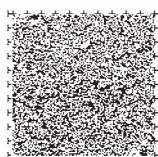


(必要な施策)

- ・ 障がいのない人が、障がいなどについて学ぶ場が必要です。
- ・ 障がいのある人とない人が、交流する場が必要です。
- ・ 障がい者への差別がない社会の実現に向けた取組が必要です。



基本方針1 (3) 権利擁護体制の充実
基本方針3 (1) 福祉活動の促進



その3 障害福祉サービスの充実が必要です。

放課後等デイサービス、グループホームにおいて、特別なニーズに対応できる体制のある事業所の不足、ヘルパーの不足が指摘されており、入浴介助や身体介護をする人が不足する結果になっています。

また、障がい児に対する相談支援事業所が不足しています。

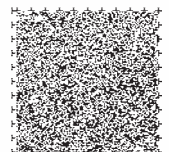
障がい者関係団体ヒアリング調査からのご意見 (要望等が多いサービス、重要なサービス、利用が増えるサービス)
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援、放課後等デイサービス ・グループホーム ・外出支援(免許の返納による。) ・利用時間の延長や宿泊の希望が多くあるが、事業所単体での対応が難しい。
障がい者関係事業所ヒアリング調査 (ニーズは高いが、供給不足のサービスとその理由)
<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援、行動援護、ショートステイ、グループホーム、同行援護については介護者の人材不足や、特別なニーズに対応できる体制のある事業所の不足が課題。ヘルパーが減少しており、職員の負担も大きく、確保が難しい。 ・特に入浴介助や排泄介助等、身体的な介助を必要とするケアに対応できるヘルパーの減少。 ・放課後等デイサービスは、必要な支援を提供できる専門的な人材を備えた事業所を探すことが難しい。 ・障がい児に関する相談支援事業所の不足 など。



(必要な施策) <ul style="list-style-type: none"> ・国や県と連携しつつ、障害福祉サービスの人材確保を図ることが必要です。 ・関係機関と連携しつつ、障害福祉サービスの報酬が適正に改正されるように国に働きかけることが必要です。



基本方針1 (5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保
 (新設)



その4 障害福祉サービスとその他のサービスとの連携が必要です。

障害福祉サービスでは対応できない、家事援助などの周辺のサービスの提供体制の充実が必要です。

介護保険のサービスと障害福祉サービスとの連携や、障害者手帳所持者に対する介護保険サービスに関する情報提供が必要です。

引きこもりの人への支援や、契約や金銭管理等の支援が必要です。

相談支援事業所とのさらなる連携が必要です。また、多職種連携を進めることが必要です。

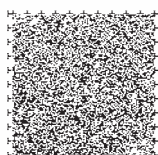
障がい者関係団体ヒアリング調査からのご意見 (地域生活について)
<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスではまかない切れない、隙間のサービスが課題。・いわゆる「引きこもり」の人への支援が必要。・障がい者が高齢者になった際、デイサービス等の受け入れ先の確保が大変 など。
障がい者関係事業所ヒアリング調査
<ul style="list-style-type: none">・同居家族がいると家事援助ができない場合があるので、家事で困っていることで、内容により制度外となるものがあれば、自費サービスで対応するしかない。・相談支援事業所との連携が難しい。担当がその都度変わっていることが多く、情報共有ができていく。・相談支援専門員やケアマネと、あるいは医療関係者とも連携が十分に取れていない。・事業者間の交流を進めるとともに、顔の見える関係性づくり など。



(必要な施策)
<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービスでは対応できないが、需要のあるサービスについて供給体制を充実していくことが必要です。・障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、必要な情報提供や、安心してサービスを受けることができることが必要です。・相談支援事業所と事業者間や、事業者同士の連携の強化が必要です。・契約や金銭管理等に関する支援が必要です。



基本方針1 (2) 情報提供手段の充実 (新設)
(5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保
(新設)



その5 わかりやすい情報提供が必要です。

情報提供については、障がいの種別や年齢により、「市のお知らせ」、「スマートフォンでの情報提供」など、情報提供を求める媒体が異なるため、複数の媒体での情報提供が必要です。

制度に関する情報がわかりにくい等の問題があるため、わかりやすい情報提供が必要です。また、基幹相談支援センター*の周知に引き続き努めることが必要です。

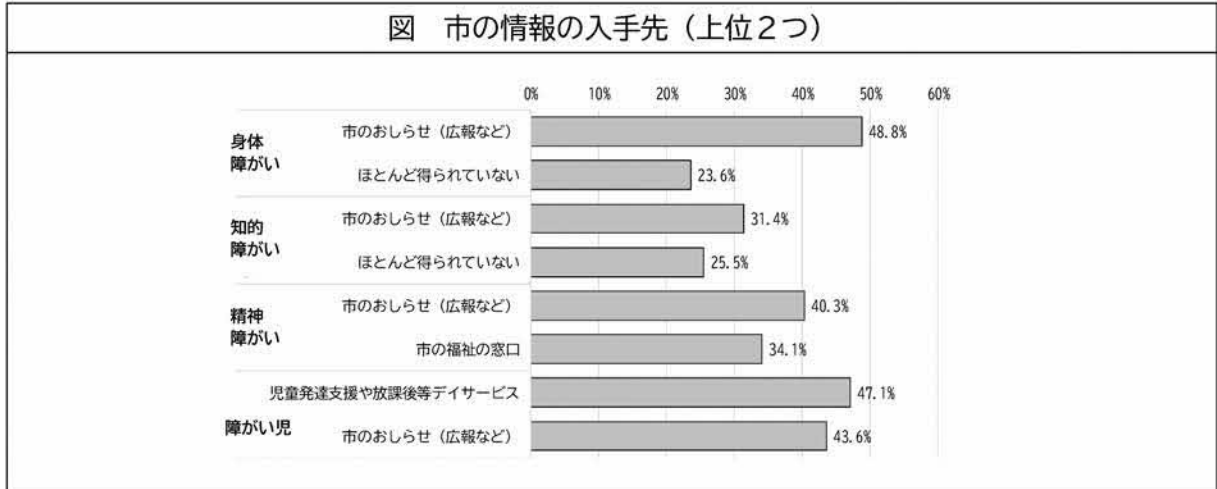


図 希望する情報媒体（最も多い回答）

障がい種別	希望する媒体	割合	「スマートフォンで見ることができる媒体での提供」の割合が最も高い年代
身体障がい	広報紙等による情報提供	51.8%	30代以下～50代
知的障がい	広報紙等による情報提供	33.3%	該当なし
精神障がい	広報紙等による情報提供	43.8%	20代以下～40代
障がい児	スマートフォンで見ることができる媒体での提供	66.4%	

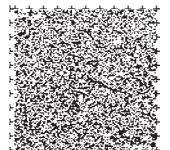


（予想される課題）

- ・年齢が若い障がい者向けに、市の情報をスマホ対応でわかりやすく情報提供をしていくことが必要です。
- ・障がい者が求める形で、情報をわかりやすく提供することが必要です。



基本方針1（2）情報提供手段の充実（新設）



4 障がい種別、年齢別で特に留意すべき課題

課題について、障がい別、年齢別の視点から見た特徴的な課題を整理しました。
内容は、「(3)アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ」と重複するものも多いですが、障がい種別、年齢別で見た場合、特徴的な課題を重点的に抽出しています。

主に対応する施策 (P26～)

(1) 身体障がい

視覚障がいのある人のニーズにあった形態で情報を提供することが必要です。

視覚障がいのある人のニーズの把握や交流が必要です。

音訳への潜在的なニーズの把握も大切となっています。

聴覚障がいのある人に向けて、通訳者の配置や、要約筆記などの配慮が必要です。

1-2 情報提供手段の充実
(新設)
1-4 交流や理解、意見交換が行える地域づくり
(新設)
1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保
(新設)

肢体不自由児者には、点字ブロックが段差となってしまうことがあります。

3-2 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

(2) 知的障がい

当事者及び保護者の高齢化が進んでおり、将来的には当事者が一人で暮らしていくことのできる仕組みが必要です。現状ではグループホームの数が少ないのが課題です。

1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)
2-3 各種活動の支援・促進

知的障がいのある人に対する、職場の人たちの障がいへの理解が求められています。

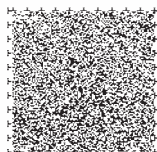
2-2 就労の支援・促進

スポーツはしたいが、スポーツをする環境のない人が多くなっています。

2-4 文化・芸術・スポーツの振興
(新設)

差別等を受けた経験がある人が、前回調査よりは減少傾向になっているものの、全体の約半数となっており、改善をしていくことが課題です。

1-3 権利擁護体制の充実
3-1 福祉活動の促進



主に対応する施策 (P26～)

(3) 精神障がい

職場で仕事を続けていくために、職場の人たちの障がいへの理解が求められています。

精神障がいのある人を対象に、就労移行支援から就労定着支援までをサポートする仕組みが必要です。

2-2 就労の支援・促進

差別等を受けた経験がある人が、全体の4割となっており、偏見の解消等が課題です。

1-3 権利擁護体制の充実
3-1 福祉活動の促進

精神障がいのある人や家族は、世間から孤立して、家族だけで問題を抱えている人が多くいます。また、精神障がいのある人が気軽に行ける場所があると良いです。

1-4 交流や理解、意見交換が行える地域づくり
(新設)

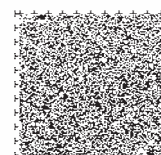
市内には、精神障がいのある人が通える身近な医療機関がなく、市外に通院している状況です。

また、発達障がいに対応した専門病院が近隣に少なく、病院にかかりにくい状況です。

精神障がいのある人の支援には、年齢やライフスタイルなどの個人の特性と、制度や福祉サービスなどの環境要因の相互作用を踏まえた支援が必要です。

入院していた精神障がいのある人は、入院中は精神保健福祉士*が対応しますが、退院すると、外来部門の看護師が担当になってしまうため、生活に関する相談がしにくくなります。

1-1 相談体制の充実 (新設)
1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)



(4) 障がい児

保護者が就労する上での課題としては、就労と、療育施設の利用・通学・通院とのスケジュール調整が難しく、仕事と療育の両立が困難であるという意見が多くあります。

児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスが、需要に対して不足しています。

放課後等デイサービスでは、こどもに必要なタイミングでの利用開始や支援内容にそって事業所を選びにくい現状があります。

1-5 福祉サービスの充実と
福祉人材の確保 (新設)
2-1 障がい児の保育・教育
の充実

保護者の悩みの相談場所としては、家族・親族の次に「通所している療育施設*」となっており、療育施設において適切に相談に対応していくことが求められています。

支援学級、支援学校など就学先の相談、高校の選び方、内服薬の相談、発達の悩みごとなどの相談への対応が課題です。

障がい児向けの相談支援事業所が不足しています。

1-1 相談体制の充実 (新設)
2-1 障がい児の保育・教育
の充実

差別等を受けた経験がある人が、全体の3割となっており、その中で「学校」で差別を受けた経験があると回答した人が多くなっています。

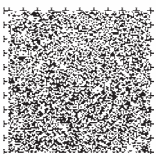
1-3 権利擁護体制の充実

特別支援学校等に通うこどもの保護者同士での交流の場が少ないのが課題です。

重度の障がい児で、医療的ケアが必要な場合、引きこもりになりがちのため、活動の場の提供が必要です。

障がいの有無に関わらず、こどもが地域の中で交流する機会の確保が必要です。

1-4 交流や理解、意見交換が
行える地域づくり (新設)
3-1 福祉活動の促進



(5) 一般市民

障がいや障がいのある人について知る機会が少ないので、本市が障がいの理解に関する講座等を開催することが必要です。

主に対応する施策 (P26～)

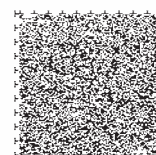
1-4 交流や理解、意見交換が行える地域づくり
(新設)
3-1 福祉活動の促進

(6) 介護保険が優先になる年齢になった障がい者

障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、必要な情報を提供することが必要です。

主に対応する施策 (P26～)

1-2 情報提供手段の充実
(新設)



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

「日本国憲法」では、「基本的人権」を全ての国民に保障されるべき永久の権利として定められており、本計画もこの理念に基づいています。

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

また、白井市障害者計画2016-2025では、計画の基本理念について、ノーマライゼーションとリハビリテーションに加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

本計画の上位計画に当たる白井市第6次総合計画の基本理念では、「白井市に関わる全ての人々が豊かさと幸せを実感」することを理想とし、将来像は「世代を超えた笑顔と豊かさを未来へつなぐまち」となっています。

これらのことを勘案し、障害者基本法の理念の基に、共生(ともに生きる)し、ともに参加する地域の実現を目指して、本計画の目標像(キャッチフレーズ)を基本的には引き継ぐとともに、「障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できる」という強い意向を込め、目標像に「ともに参加して、活躍できる」というフレーズを加えることで、障がいのある人が必要な支援を受けつつ、自己決定が尊重される社会が達成されることを、市民・地域・市等の共通の目標とします。

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり

